

# 福知山市地域生活支援拠点等 運営ガイドライン

令和6年3月版

## 目次

<b>1 地域生活支援拠点の整備について</b> .....	- 1 -
(1) 地域生活支援拠点等とは .....	- 1 -
(2) 地域生活支援拠点等の 5 つの機能 .....	- 1 -
(3) 整備方法について .....	- 2 -
<b>2 地域生活支援拠点の具体的な機能について</b> .....	- 3 -
(1) 相談 .....	- 3 -
(2) 「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容 .....	- 3 -
(3) 「体験の機会・場」機能の具体的な内容 .....	- 4 -
(4) 「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容 .....	- 4 -
(5) 「地域の体制づくり」機能の具体的な内容 .....	- 5 -
<b>3 緊急時の対応について</b> .....	- 6 -
(1) 「緊急時」の定義 .....	- 6 -
(2) 利用の流れ（相談支援事業所と繋がっている場合） .....	- 6 -
(3) 利用の流れ（相談支援事業所と繋がっていない場合） .....	- 6 -
<b>4 地域生活支援拠点等の事業所登録について</b> .....	- 8 -
(1) 地域生活支援拠点等事業所の登録 .....	- 8 -
(2) 登録する事業所の要件等 .....	- 10 -
<b>5 地域生活支援拠点等の運営について</b> .....	- 11 -
(1) 支援者レベルの検討会の開催 .....	- 11 -
(2) 福知山市地域自立支援協議会におけるモニタリング .....	- 11 -

## 1 地域生活支援拠点の整備について

### (1) 地域生活支援拠点等とは

障害のある人の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害のある人又は障害のある子ども（以下「障害者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等を地域全体で支えるための支援体制のことをいいます。

主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが必要です。

### (2) 地域生活支援拠点等の5つの機能

必要な機能	具体的な内容
① 相談	緊急時に支援が必要な世帯を把握したうえで緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供する機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能
③ 体験の機会・場	親元からの自立や病院からの退院にあたり、共同生活援助や就労継続支援等障害福祉サービスの利用、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成する機能
⑤ 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### (3) 整備方法について

国が示す整備手法の2類型（多機能拠点整備型と面的整備型）



地域生活支援拠点等の整備には、既存の社会資源を生かしつつ、各機関で役割分担を行いながら、障害者等の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を構築する「面的整備型」と、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」があります。

本市では、複数の事業を展開する規模の大きな法人の拠点をハブとして、既存の市内の障害福祉サービス事業所と連携する「面的整備型」と「多機能拠点整備型」の「ハイブリッド型」を採用しています。

## 2 地域生活支援拠点の具体的な機能について

### (1) 相談

緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録したうえで緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供します。

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時のサービス利用を調整します。</li> <li>●緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います。(例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行う、短期入所の体験利用の調整を行う等)</li> <li>●相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、障害者基幹相談支援センターに後方支援を依頼します。</li> <li>●日頃の相談支援を通じて緊急時に支援が見込めない世帯等の把握を行い、必要に応じて障害者福祉課へ報告、共有します。</li> </ul>
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、相談支援事業所等と連携して支援を行います。</li> <li>●相談支援事業所の後方支援を行います。</li> </ul>

### (2) 「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行います。

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所や居宅介護等のサービスの利用調整を行います。</li> <li>●緊急時の対応は、障害福祉サービスの利用に限らず、障害者等の状態に応じて、医療機関への入院など適切な対応を行います。</li> <li>●対象者が障害者支援区分の認定を受け</li> </ul>

	ていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、市障害者福祉課に対応について相談します。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	●相談事業所等から緊急時の受け入れ・対応の要請があった場合、可能な範囲で対応します。(医療機関の場合は当該医療費の自己負担分及び食費等その他費用の利用者負担があります。)

### (3) 「体験の機会・場」機能の具体的な内容

親元から自立や病院から退院される方に対し、できる限り共同生活援助や就労継続支援等障害福祉サービスの体験利用を提供します。

機関名	役割
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	●病院、施設からの地域移行や親元から自立したい等の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	●相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、出来る限り協力します。
一般住宅事業者	●障害者等に対しても、合理的配慮を行いできる限り生活の場を提供します。

### (4) 「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成します。

機関名	役割
自立支援協議会	●自立支援協議会、各専門部会において、専門的な対応ができる人材育成のための研修を実施します。
基幹相談支援センター	●主として相談支援専門員を対象として、スキル向上のための研修を実施します。

## (5) 「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

機関名	役割
障害者自立支援協議会	●拠点等事業の運用状況について把握し、課題の検討を行います。
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	●相談支援事業所連絡会議の事例検討会にて事例を提供し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。
基幹相談支援センター	●障害福祉の分野に限らず、他分野の機関とも連携し、障害者等を地域全体で支える体制を整備します。

### 3 緊急時の対応について

#### (1) 「緊急時」の定義

地域生活支援拠点等で対応する「緊急時」とは、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a 介護者が疾病や入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、若しくはそれに近い状態となり、障害者等のケアが出来ない時</li><li>b 虐待等により突発的に保護が必要な時</li></ul> |
|--|

と定義します。

なお、冠婚など計画的に実施されるものについては、緊急時には含めません。

#### (2) 利用の流れ（相談支援事業所と繋がっている場合）

- ① 緊急時となったことを本人や介護者、関係機関から連絡を受けたら、障害者福祉課へ緊急時対応を行う旨を連絡します。（電話による口頭連絡）障害者福祉課にて緊急時に該当するか否かの判断のうえ、相談支援事業所へ対応の依頼を行います。
- ② 依頼に基づき、相談支援事業所は短期入所事業所、その他必要な機関との緊急時の受け入れの調整を行います。単一事業所での対応が難しい場合は、基幹相談支援センターへバックアップを依頼してください。
- ③ 緊急時の受け入れの調整が完了したら、障害者福祉課へ連絡し、決定した内容について報告します。障害者福祉課及び対応した事業所、必要に応じて基幹相談支援センターにより、今後の対応方針について検討を行います。

各相談支援事業所においては、スムーズな対応が可能となるよう、緊急時に支援が必要となる世帯の把握や、日ごろからの短期入所利用の推進に努めます。

#### (3) 利用の流れ（相談支援事業所と繋がっていない場合）

- ① 障害者福祉課又は基幹相談支援センターが緊急時となったことを本人や介護者、関係機関から連絡を受けたら、緊急時に該当するか否かの判断をします。



- ② 緊急時に該当する場合、障害者福祉課又は基幹相談支援センターが直接、短期入所事業所、その他必要な機関との緊急時の受け入れの調整を行います。
- ③ 緊急時の受け入れの調整が完了したら、退所後のサービス調整のため、障害者福祉課、基幹相談支援センターにより今後の対応方針について検討を行います。
- ④ 大まかな方針が確定し、退所の目途が経ったら、退所後に担当いただく相談支援事業所に連絡します。

障害者福祉課及び基幹相談支援センターにおいては、事前に相談支援事業所と繋ぎ、スムーズな受け入れが可能となるよう、関係機関との情報交換等により対象となる世帯の把握に努めます。

## 4 地域生活支援拠点等の事業所登録について

### (1) 地域生活支援拠点等事業所の登録

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した上で市に申請していただき、市が当該事業所を「拠点等機能事業所」として登録します。

#### ○ 登録手続きの方法

- ① 拠点等の機能を担う事業所としての登録を検討されている場合、まずは事前に障害者福祉課へご相談ください。
- ② 事前相談が各種機能のうち、実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- ③ 下記の書類を市に提出してください。
  - 福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）
  - 変更後の運営規程の写し

※指定権者が京都府の事業所は、別途、京都府への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要となります。
- ④ 届出書類を受理後、福知山市地域生活支援拠点等登録事業所名簿（様式第3号）に登載し、登録完了となります。登録された事業所については、随時ホームページで公開していきます。
- ⑤ 市から福知山市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）を発送します。

#### ○ 登録内容の変更手続きの方法

登録内容に変更がある場合は、変更後の運営規程の写しとともに、福知山市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）の提出が必要です。また、指定権者が京都府の事業所は、別途、京都府への運営規程の変更に係る変更届及び加算に係る届出が必要です。

## ○ 拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

以下の内容を参考に運営規程の追加項目を作成して下さい。

### 【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録したうえで緊急時に必要な支援のコーディネート、相談その他必要な支援を提供する機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時の受け入れ体制を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場

親元からの自立や病院からの退院にあたり、共同生活援助や就労継続支援等障害福祉サービスの利用、ひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材を養成する機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連絡体制の構築等を行う機能。

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成して下さい。

い。

## (2) 登録する事業所の要件等

拠点等に登録する事業所は、可能な限り拠点等の機能を果たすために協力することとし、登録の要件は原則として次のとおりとします。

### ○ 全事業共通

- 当該事業を1年以上継続して実施していること
- 支援者レベルの検討会等へ積極的に参加し、自立支援協議会及び他事業所との連携が図られていること

### ○ 事業の種類と担う機能について

担う機能	事業の種類
相談	計画相談支援、障害児相談支援
緊急時の受け入れ及び対応	居宅介護、重度訪問介護、短期入所
体験の機会・場の提供	生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、共同生活援助
地域の体制づくり	計画相談支援、障害児相談支援

## 5 地域生活支援拠点等の運営について

### (1) 支援者レベルの検討会の開催

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施する必要があります。また、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用するため、支援者レベルの個別事例の検討会や情報交換、協議の場を設けます。

### (2) 福知山市地域自立支援協議会におけるモニタリング

拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、また、拠点等における課題や対策について、支援者レベルの検討会においてチェックするとともに、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を年に1度福知山市地域自立支援協議会においてモニタリングします。